

令和5年第2回熊野町議会全員協議会

会議録

1. 招集年月日 令和5年2月28日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開会年月日 令和5年2月28日

~~~~~  
4. 出席議員（16名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 水原耕一  | 2番 福垣内邦治  |
| 3番 光本一也  | 4番 中島数宜   |
| 5番 尺田耕平  | 6番 竹爪憲吾   |
| 7番 諏訪本光  | 8番 沖田ゆかり  |
| 10番 時光良造 | 12番 荒瀧穂積  |
| 13番 山吹富邦 | 14番 山野千佳子 |
| 15番 中原裕侑 | 16番 大瀬戸宏樹 |

~~~~~  
5. 欠席議員（2名）

9番 片川学	11番 民法正則
--------	----------

~~~~~  
6. 説明のため出席した者の職氏名

【総務部・住民生活部・建設農林部】

- (1) 個人情報保護制度の見直しについて（協議）
- (2) 令和4年度3月補正予算及び令和5年度当初予算について（報告）
- (3) 熊野町犯罪被害者等支援条例（案）について（協議）
- (4) 立地適正化計画の策定状況について（報告）

|        |      |
|--------|------|
| 町長     | 三村裕史 |
| 副町長    | 岩田秀次 |
| 教育長    | 平岡弘資 |
| 総務部長   | 西村隆雄 |
| 住民生活部長 | 貞永治夫 |

|          |         |
|----------|---------|
| 建設農林部長   | 堂 森 憲 治 |
| 総務部次長    | 西 岡 隆 司 |
| 住民生活部次長  | 西 川 伸一郎 |
| 建設農林部長次長 | 安 宅 俊 道 |
| 財 務 課 長  | 多久見 良 数 |
| 生活環境課長   | 熊 野 孝 則 |
| 都市計画課長   | 宗 像 雅 充 |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 榎 並 正 和 |
|--------|---------|

~~~~~○~~~~~

#### 8. 案件

##### 【総務部】

- (1) 個人情報保護制度の見直しについて（協議）
- (2) 令和4年度3月補正予算及び令和5年度当初予算について（報告）

##### 【住民生活部】

- (3) 熊野町犯罪被害者等支援条例（案）について（協議）

##### 【建設農林部】

- (4) 立地適正化計画の策定状況について（報告）

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

（開会9時30分）

○議長（大瀬戸） おはようございます。

議員の皆様方、また執行部の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中を全員協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。本日の全員協議会では、執行部から報告案件2件、協議案件2件についてそれぞれ説明を受けることとし、後ほど議会からの案件について御協議いただきたいと思います。それでは、皆様から様々な御意見をいただきながら円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申出がありましたので、これを受けた

と思います。

三村町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 皆さん、おはようございます。

お忙しいところお時間をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本日の協議会では、協議案件2件、報告案件2件について御説明させていただきます。

まず、1件目は、個人情報保護法改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて説明させていただきます。

2件目は、令和4年度3月補正及び令和5年度当初予算について、予算の概要を説明させていただきます。

3件目は、熊野町犯罪被害者等支援条例（案）について説明させていただきます。犯罪によって被害を受けた方やその家族は、直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられており、犯罪被害者等の支援を図ってまいります。

4件目は、令和4年度と5年度の2か年で策定します立地適正化計画について、現在の策定状況とアンケート調査結果について報告させていただきます。

議員の皆様方におかれましては、諸施策への御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日は、熊野中央防災交流センターへ職員を行かせており、派遣しておりますので、本協議会が閉会された後、御都合がよろしければ、ぜひ工事竣工の様子を御覧いただければと考えております。それでは、よろしく願いいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは早速、協議会に移ります。

協議案件、個人情報保護制度の見直しについて、執行部から説明を受けたいと思います。

西村総務部長。

~~~~~〇~~~~~

○総務部長（西村） それでは、個人情報保護制度の見直しについて、資料1により概要を説明させていただきます。

まず、1の「国の個人情報保護制度の見直し」についてでございます。

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立、及び、個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」第51条により、「個人情報の保護に関する法律」が改正をされ、令和5年4月1日に施行されることとなりました。

「(1)改正の趣旨」の表を御覧ください。

これまで、国の行政機関では「行政機関個人情報保護法」を、独立行政法人では「独立行政法人等個人情報保護法」を、民間事業者では「個人情報保護法」を根拠法令として適用されてきました。

また、地方公共団体では、団体ごとに「個人情報保護条例」を定めて制度運用を行ってまいりましたが、このたびの法改正により、各法令を「個人情報保護法」に統合し、地方公共団体ごとの「個人情報保護制度」についても、全国的な共通ルールによって取り扱われることとなります。また、全体の所管は、国の「個人情報保護委員会」に一元化されます。

「(2)の法に規定される主な事項」につきましては、「個人情報」や「仮名加工情報」など、用語の定義が統一されます。②の個人情報ファイル簿とは、対象者数が1,000人以上となる個人情報データベースの利用目的や取扱い項目を記して帳簿にしたもので、法改正により、地方公共団体でも、この個人情報ファイル簿を作成して公表することが義務づけられます。

次に、③個人情報保護委員会の役割ですが、個人情報保護委員会とは、個人情報の適切な管理と利活用を監督する国の機関のことです。法改正により、地方公共団体も管理下に入ることとなり、必要に応じて情報提供や助言を求めることが可能となります。

続いて、「(3)地方公共団体に求められる対応について」でございます。これまで、各地方公共団体が制定した条例に基づいて運用されてきた「個人情報保護制度」は、法施行後は法にのっとり運用されることとなります。

また、特に必要な場合に限り、条例で独自の保護措置を規定できることから、法施行後に、町が独自に条例規定する事項等について、条例の整備が必要となりました。

次に右のページに行きまして「2熊野町個人情報保護法施行条例の制定」についてでございます。先に触れましたが、個人情報の根拠が「個人情報保護法」に一元化されることにより、熊野町の個人情報保護制度の根拠法令は、「個人情報保護条例」から「個人情報保護法」へ変わります。そのため、法施行までに既存の例規の改正や廃止等、所

要の整備をする必要があります。現行の「熊野町個人情報保護条例」の大半が法に規定されていることから、現行条例を廃止して、新たに法の施行に必要な事項を規定する、「熊野町個人情報保護法施行条例」を制定します。

「（１）法施行条例に規定する主な事項」について御説明をいたします。

まず、「①個人情報取扱事務登録簿の作成について」です。個人情報保護法では、対象者数が１，０００人以上の事務については、個人情報ファイル簿の作成と公表が義務づけられますが、１，０００人未満に対しては、直接的な管理規程はありません。しかし、現行条例では、対象者数に関係なく、事務執行において個人情報を取り扱う場合に、各担当課は「個人情報取扱事務登録簿」を作成していることから、個人情報を適正に管理するため、引き続き条例に規定をいたします。

次に、「②開示請求に係る手数料」についてです。個人情報保護法では、手数料が規定されますが、熊野町では従前から手数料は無料であるため、引き続き無料とします。なお、写しの交付等に係る実費は、従前どおり、御負担いただくよう規定をいたします。

次に、「③審査会への諮問」についてですが、個人情報保護法では、各地方公共団体において、審査会を設置することは可能とされております。引き続き設置するためには、条例に規定を設ける必要があるため、諮問事項を具体的に規定いたします。

次に、「３改正等の対象となる条例」についてです。

このたびの個人情報保護法の改正に伴い、改正等の対応を行う必要がある既存の条例を記載しております。

「熊野町個人情報保護条例」は廃止し、「熊野町個人情報保護法施行条例」を新たに定めます。

また、「熊野町個人情報保護審査会条例」により、開示決定等に対する審査請求の諮問先の機関の組織及び運営事項を新たに定めます。「筆の里工房の設置及び管理に関する条例」は法や法施行条例を引用することから、整備するものです。

最後に、「４法施行に向けたスケジュール」について、御説明いたします。

改正等の対象となる条例について、３月議会へ条例を提案させていただく予定としております。

承認をいただいた後、関係規則等を整備し、法施行後の個人情報保護制度について周知を行います。

そして、４月１日から改正法及び条例案等が施行される予定となります。

以上で、資料1の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、執行部からの報告が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。質疑はございませんか。光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 資料の左側の1の（2）の②個人情報ファイル簿、これもその目的や取扱い、項目を記した帳票を作成しとあるんですが、これは、法改正後の義務づけという説明ですが、法改正以前は、これは一切なかったんでしょうか。この帳票については。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（西岡） 今回、個人情報ファイルの作成を法によって義務づけられるということになっております。以前、熊野町におきましては、個人情報取扱事務登録簿ということで、1,000人未満の個人情報につきましても、そちらによって管理をしてきたというところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 分かりました。

それと、ちょっとこの説明とはずれののかも分からんですけど、情報公開請求が住民の方からあると思うんですが、大体年間どのぐらい、ここ何年間かの内容でもよろしいです。大体、年間何件ぐらい情報公開請求があったか、分かれば教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（西岡） 個人情報開示請求でございます。令和4年度4件、令和3年度2件、令和2年度2件、元年度2件となっております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) それでは、このあたりでまとめさせていただきます。個人情報保護制度の見直しについては、ただいまの説明を了とし、令和3年5月の個人情報の保護に関する法律の改正趣旨にのっとり、条例等について遺漏のない適切な対応を行うよう要望し、まとめとしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただきます。

続いて、報告案件、令和4年度3月補正予算及び令和5年度当初予算について、執行部から説明を受けたいと思います。岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長(岩田) 「令和4年度3月補正予算案及び令和5年度当初予算案」につきまして、その概要を資料2により御説明をさせていただきます。資料2をお願いいたします。

まず、令和4年度3月補正予算案における「予算編成の基本的な考え方」でございますが、国の補正予算で措置された事業について計上をしております。それを翌年度への繰越事業とすることで、令和5年度当初予算と一体的に事業を進めてまいります。

また、その他につきましては、予算整理による減額や、繰越明許費の追加を行っております。

こうした考えをもとに予算編成を行った結果、一般会計は1億2,500万円の減により、補正後の予算額は103億9,200万円となっております。

次に、主な増額事業について、御説明いたします。

「小中学校感染症対応事業」では、国庫補助金を財源に、各小中学校が感染症の影響を最小限にとどめつつ、学校教育活動を継続できる環境を維持するために、教材等の整備及び換気対策を実施するもので、700円を計上しております。「中学校大規模改造事業」では、こちらも国庫補助金を財源に、熊野中学校西校舎のトイレの洋式化、内装改修、付随する機械・電気設備を改修するもので、4,000万円を計上しております。

「基金事業」では、ふるさと納税の寄附金や町有地売却などの収入を活用して各種基金への積立を行い、財政運営の健全性を確保するもので、1億300万円の計上でございます。

ただいま御説明しました事業以外にも増額計上の事業がある一方で、今年度の事業を

精査した結果、減額となる事業も多数あり、補正予算額としては、1億2,500万円の減額となっております。

令和4年度3月補正予算案についての説明は以上でございます。

続きまして、令和5年度当初予算案につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、「予算編成の基本方針」でございますが、「第6次熊野町総合計画」に掲げる将来像の実現に向けた諸施策に取り組むとともに、歳出超過を縮小し、限りある経営資源を効果的・効率的に配分しながら、次の重点課題に優先的に取り組むこととしております。

1つ目として、新型コロナウイルス感染症や物価高騰などを見据えながら、国の経済対策等と連動した施策を展開すること。

2つ目として、子どもを安心して産み育てることができる社会の実現を目指し、子育て世代に選ばれるまちづくりを推進すること。

3つ目として、近年頻発する大規模自然災害に対し、住民の身体や生命、財産を守るために防災対策や減災対策に取り組み、安心・安全で強靱なまちづくりを推進すること。

4つ目として、将来にわたって持続可能な行財政運営を実現するため、「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを意識し、住民ニーズや費用対効果を踏まえた事業の優先順位づけや取捨選択を厳格に行うとともに、多額の不用額が生じないよう予算精査を行うこととございます。

こうした考えの下に予算編成を行った結果、一般会計の予算規模は95億5,600万円となり、令和4年度当初予算額の92億2,500万円に対し、3.6%の増となっております。

続きまして、一般会計の歳入歳出予算の概要を、前年度当初予算比較により御説明いたします。

まず、歳入のうち、「町税」では、町たばこ税を除くすべての税目で増額が見込まれ、3.7%増の24億4,800万円。

「地方交付税」では、普通交付税における交付基準額の配分で、普通交付税の割合が増、臨時財政対策債の割合が減となったことから、4.7%増の26億400万円。

「国庫支出金」では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の減などにより、5.0%減の14億4,400万円。

「県支出金」では、水路整備の実施に伴う小規模崩壊地復旧事業補助金の増などによ



り、7.0%増の7億6,800万円。

「繰入金」では、財政調整基金、筆の里づくり基金からの繰入額増により、12.2%増の4億7,800万円。

「町債」では、中央防災交流センター改修工事の終了による緊急防災・減災事業債や、臨時財政対策債の減などにより、39.8%減の3億4,700万円となっております。次に、歳出です。

まず、「総務費」は、17.5%増の13億1,100万円で、ふるさと納税の寄附金額増に伴い、返礼品などを計上しているふるさと納税事務事業の増額などによります。

続きまして、「民生費」は、5.2%増の40億8,300万円で、障害者総合支援事業や子ども医療費助成制度の拡充による福祉医療費公費負担事業の増などによります。

「衛生費」は、1.9%減の8億2,000万円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業の減などによります。

「土木費」は、0.1%減の9億9,800万円で、筆の里工房周辺整備事業や災害予防として実施する道路維持管理事業が増加したものの、その他の事業の減額により、前年度と同程度の額となります。

「教育費」は、4.6%減の8億4,000万円で、町民会館講堂改修工事を計上していた町民会館施設管理事業や、町民グラウンドLED照明改修工事を計上していた社会体育施設管理事業の減などによります。

「公債費」は、5.6%増の7億6,300万円で、主な増要因は、平成30年7月豪雨以降に借り入れた災害復旧事業債などの地方債の元金償還が開始することによるものでございます。

次に、主な事業につきましては、表に記載のとおりとなっておりますが、その中から、各部で主なものを御説明させていただきます。

まず、総務部です。

「ふるさと納税事務事業」につきましては、ふるさと納税寄附見込額が増加しておりますので、歳出予算額も増加しており、ふるさと納税のPRや寄附の受納、返礼品の贈呈などを行うための費用として、1億3,100万円を計上しております。

次に、住民生活部です。

「個人番号カード関連事務事業」につきましては、休日・夜間の支援相談窓口を設置し、個人番号カードの更なる普及と利用促進を図るための費用として、3,300万円

を計上しております。

次に、健康福祉部です。

「福祉医療費公費負担事業・子育て支援課分」につきましては、子ども、ひとり親家庭に対し、疾病の早期発見と治療の促進を図るため、医療費の公費助成を行うための費用として、7,800万円の計上でございます。

令和5年4月より、乳幼児医療費助成制度をこども医療費助成制度に改め、通院助成対象年齢を中学3年生まで拡大し、子育て支援の拡充を図ってまいります。

次に、建設農林部です。

「筆の里工房周辺整備事業」につきましては、筆の里工房と一体となった体験交流を中心とする「観光交流拠点」として公園整備を推進し、地域活力の向上を図るための費用として、7,900万円を計上しております。

令和5年度につきましては、上下水道設備工事、それから、公園実施設計業務などを実施してまいります。

最後に、教育部でございます。

「中学校大規模改造事業」では、熊野中学校及び熊野東中学校の格技場照明のLED改修工事を実施するための費用として900万円の計上でございます。

令和5年度当初予算案についての説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、令和4年度3月補正予算及び令和5年度当初予算について、現時点における編成状況については、その概要を承知しましたので、3月定例において、改めて執行部から詳細に説明を求めることとし、次に移りたいと思います。

続いて、協議案件、熊野町犯罪被害者等支援条例（案）について、執行部から説明を受けたいと思います。

貞永住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） それでは、協議案件、熊野町犯罪被害者等支援条例案について、説明をいたします。

資料3-1を御覧ください。

本件は、犯罪被害者等の支援のため、熊野町犯罪被害者等支援条例を制定するものです。

まず、1の「制定の背景」ですが、犯罪により被害を受けられた方や遺族の多くは、その権利が尊重されてきたとは言い難く、これまで十分な支援を受けられず、社会的に孤立し、また、副次的な被害にも苦しめられています。

このような状況を受けて、国は平成17年に犯罪被害者等基本法を施行し、国、地方公共団体、関係機関が連携して犯罪被害者等のための施策を推進することを求めています。

次に、2の「法と条例の枠組みと支援の概要」ですが、図の上段において、犯罪被害者等の支援の枠組みについて、国、県、町がそれぞれ連携、協力し、また、警察、町及び広島被害者支援センターなどの支援団体がそれぞれの役割の中で相互に補完し合って、犯罪被害者等を支援することをイメージ図で示しています。

図の下段においては、町が実施する犯罪被害者等に対する継続支援や一時的な生活支援を記載しています。

まず、身近な行政機関による継続的支援ということで、町に総合的な相談窓口を設置するとともに、医療、福祉サービスの提供として継続的な医療サービス、家事や育児の支援を、経済的自立のための支援として町営住宅の提供等を行います。

また、犯罪被害直後の一時的な生活支援としては、遺族には30万円、負傷者には10万円の見舞金を支給します。なお、これらの金額については、県内同一です。

次に、資料の右側、3の「条例案の概要」ですが、まず、第1条で条例の目的を規定し、第2条で用語の定義を規定しています。

定義する主な用語としては、「犯罪等」とは犯罪及び類似する行為で心身に有害な影響を及ぼす行為とし、「関係機関等」とは国、県、警察、広島被害者支援センター等の公共的団体や法テラス、社会福祉協議会等の民間支援団体及び医療機関とし、「犯罪行為」とは、見舞金の支給対象となる犯罪について刑法の条文で指定していますが、国内で発生した犯罪で、国外でも日本の船舶または航空機内で発生したものを対象とし、交通事故など過失等によるものを除くものとしています。

第3条では、基本理念として、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまで、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏に配慮し、関係機関と相互に連絡協力して支援を実施することを規定しています。

第4条、第5条では、町の責務として被害者等の支援施策を総合的に推進すること、また、町民・事業者の責務として犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏維持への配慮と孤

立の防止に努めることを規定しています。

第6条から第8までは、町の具体的な支援として「相談及び情報」、「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」、「住居の安定」を規定しています。

まず、「相談及び情報」として、人権啓発を所管する生活環境課に総合相談窓口を設置し、支援等の情報提供、関係機関への連絡調整を行います。

なお、犯罪被害者への相談業務につきましては、従来から生活環境課で対応することとしているものでございます。

また、「住居の安定」としまして、自宅の破損や、心身への影響により、自宅での居住が困難になった人に対して町営住宅等への入居に配慮いたします。

第8条では、民間支援団体の活動促進を図るため情報提供や助言を行うことを規定しています。

第9条では、啓発活動の推進について規定しており、町広報紙や町ホームページ等により犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性や被害者差別の禁止を周知し、犯罪被害者等への理解を深めるように努めます。

また、相談窓口等についても周知いたします。

第10条から第16条までは、犯罪被害者等への見舞金の支給に関する事項を規定しています。

犯罪行為によって亡くなられた人の遺族に支給する遺族見舞金については30万円を、1か月以上の加療を要する傷害を負った人、一般的に重傷者と言われる人に支給する傷害見舞金を10万円としています。

このほか、遺族見舞金を受け取ることができる遺族の範囲と順位などを規定しています。

第17条では、主に見舞金支給に関することなどの詳細な事項について、規則に委任することを規定しています。

次に、4の条例の「施行」についてですが、令和5年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害を対象とします。

次に、5の「他の市町の条例制定状況」についてですが、現在、県内で犯罪被害者等の支援条例を制定済の市町は、広島市、呉市など8市1町となっています。また、廿日市市と府中町では条例は制定されていませんが、見舞金支給要綱が制定されています。

最後に、この条例案と、見舞金30万円を計上した令和5年度当初予算案3月定例会

に提出させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに意見はありませんか。 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） また、じっくり読ませてもらうんですが、財源はどういうふうを考えてらっしゃいますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 財源は、補助とかありませんので、一般財源で考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 総合的な相談窓口の設置を生活環境課に置くということなんですけれども、この犯罪被害者の方というのは、大変配慮が必要と考えられますので、果たしてその相談窓口に実際に来られるのかなといったことが心配されます。オンラインとか、そういった人目につかない方法での相談ということは考えていらっしゃるのかどうかお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 何ごとの相談も同じだとは思いますが、やはり、デリケートな部分もございますので、相談室等、人目につかないところを準備してお話を聞きたいと思っております。

ネットとか、そういった環境も使って、できる限りことはしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 最近、非常に物騒な強盗事件等が多発しております。自分や周りの人がいつ犯罪に巻き込まれるか分からない中での、大変いい条例をつくっていただいたと思います。

そこで、何点か御質問します。

近年、インターネットを使った誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等による犯罪被害者の二次災害とも言えるべき精神的な苦痛や身体的な不調があるというように、これは結構大きく伝えられております。

こうしたことは、ネット被害等あつてはならないんですが、広島市、広島県の条例でも規定されている二次被害という定義を、このたびの条例、読ませていただいたんですが、本町にはちょっと入ってないようなんですよ。できれば、この第2条の定義の中に、二次被害という定義を加えていただいたらというふうに思います。

第5条、あわせて、第5条の町民及び事業者の責務、そこの中に二次被害を生じさせないという文言を加えていただいたらというふうに思いますが、町としてはどのようにお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 議員おっしゃられるように、犯罪被害者等への中傷、誹謗中傷、マスコミの過激な報道などによる二次被害というのは、報道でもよく見ることです。

犯罪被害者等の平穏な日常生活を維持するためには、やはりそういったものをなくさなければならないというふうには考えております。二次被害の追加、できないかということですが、二次被害を防止するために5条のほうでは町民や事業者の責務として犯罪被害者の名誉または生活の平穏を害することがないよう、十分に配慮するようということの規定しておりますので、そちらのほうで、今ところは対応できるかなというか、と、あと二次被害の防止のための啓発活動、意識啓発、そういったものに力を入れていきたいと思っております。

文言等につきましては、今後の他市町の動向を注視しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 光本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（光本） ありがとうございます。できれば、第2条のほうに町の姿勢うか、意識として町民へのそういう強い意志として定義のほうに加えていただければと思いますので、検討をお願いします。

2つ目なんですが、先ほども相談窓口の御質問がありました。生活環境課に総合相談窓口、これ、具体的にはこれ専門、件数自体がそこまでは多くないと思うんで、担当の専門職員の配置というのはどうかな思うんですが、ちょっとそのあたり、事務職員の担当者が当たるのか、別途専門職等を置くのかという点をお願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 熊野課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○生活環境課長（熊野） おっしゃられるとおり、専門の職員というのは配置は考えておりません。事務職員での対応を考えております。

ただ、相談体制につきましては、職員だけではなく、初期段階からいろいろ関係課、保健師なども同席を依頼をしまして、適切な配慮に寄り添っていけるようつなげてまいりたいというふうに考えております。

犯罪被害者等の支援に特化したサービスというものはありませんので、既存のサービスの中で関係機関と情報共有をしながら、適切に必要なサービスを支援できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 光本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（光本） ありがとうございます。よろしくお願いします。

次に、第7条の住居の安定、第11条、犯罪被害者見舞金の関連になろうかと思うんですが、これ、こういった犯罪被害、実際に住んでおられる住居のほうでの殺人、強盗などの被害も、事件もあります。そうした犯罪被害の場合には、実際に住んでいた従前の住居に住み続けることが困難な場合がおおいにあるというように聞いております。そ

うした場合に、当然、ほかの住居に新しく移られる、引越費用が発生するというので、これ、広島市あたりは転居費用の助成金を設けております。本町にはちょっとそれが見当たらないんですが、この引越費用、転居費用の助成金を付け加える考えはございませんか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 県内では8市1町のところがこの条例をつくっております、廿日市と府中町が要綱で支援金等のことがあります、この転居費用につきましては、広島市のみで、おっしゃられるとおり、ほかのところはございません。今後、ほかの自治体の動向も注視しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） ぜひ検討をお願いします。実際には、そういった事案が発生しておるといのは、ネットでも確認、私もしております。これ、実際に、経済的な負担もかなり多くなるというように聞いております。裁判等での費用、旅費等の費用もかかるいうように聞いておりますので、こういった目に見える助成も設けていただければと思います。

それと、最後なんですが、広島県の条例、令和4年4月1日施行ですけれども、その中に、県の推進体制として、県は国、市町、民間団体等と連携し相互に協力して犯罪被害者等支援を推進する総合的な推進、支援体制の整備に努めるというようにあったんですが、これは県の条例なんで、詳しくは分からないんですが、実際にこういう連携した体制、市町も入ってますので、熊野町も入った組織があるんでしょうか。あれば、具体的な内容について教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 県のほうでは、広島県被害者支援連絡協議会というのがございます、こちらのほうの構成団体を見ますと、いろいろな各種団体であり、市町として



は広島市だけ入っている様子でございます。

なので、熊野町としては、こちらのほうには所属はしておりません。

県のほうには、広島県被害者支援センターということで、いろいろ相談にも乗るし、裁判所とかにも一緒に同行したりとかというような支援を行っているところがございませう。町といたしましては、というか、県との関わりとしては、市町の主幹課長会議等で意見交換、情報共有などを行っております。本町で、やはり支援できないものというのございませう。そういった場合には、県を始めとした関係機関に問い合わせをして、その内容を相談に来られた方にお伝えして、ともに支援を行っていくといった形になろうかと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） ありがとうございます。県の条例でも、県はこうこうこういう支援をすれば、町ではこうこうこういう支援するいう、それぞれが縦割りで動くんじゃないで、県と連携して被害者等に寄り添った相談体制等をとっていただくようお願いいたします。

質問は以上で終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませうか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 10条に関連したことをちょっとお伺いするんですけども、この条例の第2条の定義のところ、心身に有害な影響を及ぼすもの含まれるようなことが書いてあるんですけども、10条をちょっと読んでみたら、医師または歯科医師が診断したものに限るといふふう書いてあるんですけども、どうなんですかね。例えば、というか犯罪によって心のほうに被害を受けた場合ですね。そちらのほうは対象にならないということなんですかね。ですから、体のほうに何らかの後遺症なりけがなり起こったときには支払はするんですけども、心のほうにケアですよ。それにかかる治療費なりそういったものに対しての一時金というのは考えてないんでしょうか。

~~~~~○~~~~~


国では、平成26年8月に都市再生特別措置法の一部改正により、公共交通、福祉・医療等の施設や住宅を誘導し、地域の拠点等に集約する制度「立地適正化計画制度」を創設いたしました。立地適正化計画は、都市計画マスタープランの「高度化版」として位置づけられる計画であり、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加え、居住の誘導を図る区域や、都市機能の立地の誘導を図る区域を定め、エリアの人口密度の維持を図るコンパクトシティの形成に向けた持続可能なまちづくりの取組みを官と民が一体となって推進するものでございます。

その下に掲載しております図、「立地適正化計画のイメージ」を御覧ください。

立地適正化計画は、緑色で囲った都市計画区域内で策定するものであり、青色で囲った市街化区域内において、居住誘導区域や都市機能誘導区域を定めることができます。

続いて、右側には「居住誘導区域」、「都市機能誘導区域」、「誘導施設」等の概要を記載しております。

また、「計画の実現に向けた取組」といたしまして、当計画に位置づけられた居住や都市機能の誘導を図る施策に対して、多くの国庫補助金等の活用が可能となります。

例えば、ハード事業では、道路、公園、河川、公共交通拠点施設、学校・保育園等の誘導施設等、幅広いインフラ整備に対し、「都市構造再編集中支援事業」や「都市・地域交通戦略推進事業」等の補助制度の活用ができます。

また、ソフト事業では、木造住宅耐震化改修工事の「住宅・建築物安全対策ストック形成事業」や、空き家施策に対する補助など、国や県の幅広い支援が拡充・享受することができます。

さらに、個人の住宅の建替えに対しても、住宅ローンの金利低減や民間プロジェクトにおける税制措置等、多数のメリットがございます。

次に、項目番号3、「策定体制」でございます。

(1) 「策定体系」です。

第6次熊野町総合計画において、基本目標6「自立と協働みんなで創る持続可能なまち」を掲げており、政策形成過程において「官」と「民」が一体となり、本町の課題に対する施策の実現性・実効性を高めることを目的に体系を構築させていただきました。

初めに、「熊野町立地適正化計画策定委員会」でございますが、学識経験者、交通、金融、不動産、商工、関係団体代表者等、課題や施策に対する意見、チェック機関として設置いたしました。なお、これまでの策定委員会は、1回目を10月に開催し、アン

ケート調査案の意見を伺い、2回目を1月に開催し、アンケート調査結果や課題の分析・抽出についての御意見を伺ってまいりました。

続いて、「計画策定ワーキンググループ」でございますが、職員のうち、全次長・課長で構成しており、課題の抽出、施策形成の確認及び調整を行うことを目的に設置しております。

なお、参考資料4-1「熊野町立地適正化計画策定委員会名簿」を配付させていただいておりますので、御確認いただければと思います。

次に、右ページに移りまして、(2)「体系図」でございます。

当計画の策定に当たり、住民参画といたしまして、アンケート調査、住民ワークショップ、パブリックコメント、住民説明会を実施するなど、町民と行政の協働によるまちづくりを推進し、策定を進めてまいります。

また、事務局と計画策定ワーキンググループで案を作成し、計画策定委員会へ意見聴取を行い、その後、町長から町議会や都市計画審議会に報告・協議等を踏まえ、策定作業を進める流れとなっております。

続いて、項目番号4「スケジュール及び策定状況」でございます。

当計画は、冒頭でも申しましたとおり、令和4年度から令和5年度にかけて、策定作業を進めております。

令和4年4月から8月にかけて、委員会設置等の策定体制を構築、プロポーザル方式での業務発注を行いました。9月に、1、計画策定準備として、上位計画の第6次熊野町総合計画や公共交通等の他部局の関連計画の整理、また、本町の都市計画基礎調査等のデジタルデータの整理を行いました。

次に、10月から3月にかけて、2.現状と課題の分析を進めており、①都市の状況・動向把握、②町民アンケート調査、③関係課ヒアリング、④東部・中央・西部の住民ワークショップによる意見聴取会を開催し、これらの資料やデータを基に課題分析や抽出を行い、並行して3.立地適正化計画の検討の①都市づくりの方向検討を進めております。

後ほど、アンケート調査結果、当計画により解決すべき課題の御説明をさせていただきます。

次に、これから令和5年度にかけて、②都市機能誘導区域・施策の検討、③居住誘導区域・施策の検討を進め、④防災指針の作成、⑤目標指標・評価方法の検討を行い、9

月までに素案の作成を行い、住民説明会やパブリックコメントを実施し、令和6年3月に完成させるスケジュールとしております。

続いて、項目番号5「アンケート調査結果」でございます。日常生活の困りごとや関心ごと等を伺い、当計画の策定や今後のまちづくりに生かすための基礎資料とすることを目的に、「熊野町の今後のまちづくりに関するアンケート調査」を町内在住の18歳以上の方の中から2,500人を無作為に抽出して、11月に実施いたしました。

参考資料4-2「アンケート調査票」を御覧ください。

実施させていただいたアンケート調査票で、1ページはアンケート調査のお願い文でございます。

続いて、裏面の2ページでは、立地適正化の「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方の説明や、熊野町都市計画マスタープランでお示ししている将来都市構造についての説明をさせていただいております。

続いて、3ページから最後の8ページまでがアンケート調査票となっており、問1から問5までが回答属性、問6から問14までが住まいの地区での不便・不安なこと、問15から問21までがこれからのまちづくりについて、問22から問28までが災害に強いまちづくりについて、最後に問29で自由記述として御意見や御提案をいただける内容といたしました。

このアンケート調査票の作成に伴い、策定委員会の御意見では、町民の声を伺えるように自由記述欄を設置してはどうかという意見があり、これを踏まえ4問の自由記述欄を設けております。

次に、参考資料4-3「アンケート調査集計表」を御覧ください。

まず、1ページでございますが、上段の表に回収結果を示しており、回収数1,179人、回収率47.1%の方から回答がございました。

その下の問1、回答者の年齢層でございますが、本町の各年齢層の割合を示す人口比率と比べ、若年層の回収率がやや低くなる傾向にはありましたが、回答者の比率は、実際の町人口の構成比と概ね一致する結果であり、年齢バランスによる偏りは大きくない結果となっております。

次に、参考資料4-4「アンケート調査自由記述概要」でございますが、自由記述に関する内容をまとめており、代表的な御意見を掲載しておりますので、改めて御確認いただければと思います。

続きまして、資料4に戻っていただき、2ページを御覧ください。

項目番号6「熊野町立地適正化計画により解決すべき課題（案）」でございます。当計画は、居住や都市機能を誘導していく区域について検討をしていくものでございますが、そうした区域等を検討する上でも、具体的にどのようなまちづくりを目指すのかといったまちづくりの方針が非常に重要になってまいります。

また、都市全体を見渡す包括的なマスタープランであるとともに、誘導区域や具体的なエリアで実施すべき施策等を位置づけるなど、即地的な計画、アクションプランとしての性格も備えた計画であることから、都市が抱える課題については、周辺市町を含めた広域での都市全体の視点と、地区別の即地的な視点の2つのスケール間で、その課題を明確化していくことが必要とされています。

こうした都市が抱える課題の分析結果を踏まえ、今後20年、さらにその先の将来を見据えてどんなことが懸念されるのかといったことを明確化した上で、当計画に位置づける取組みにより、解決すべき課題について抽出を示す行いました。

初めに、課題1「熊野町の良さを生かした定住・移住環境の向上（人口減少や地域経済縮小の克服）」でございます。

現状の分析として1点目、本町は、広島市、呉市、東広島市のトライアングルの中央に位置し、3市中心部に30分圏内というアクセス性のよさを備え、自然環境の豊かさや落ち着いた住環境など、アフターコロナの社会・ライフスタイルを見据えた場合、広島圏域の中でも居住地として非常に高いポテンシャルを有しております。

2点目として、一方で少子高齢化による人口減少に加え、周辺市町や県外への流出による転出超過による人口減少の改善が大きな課題となっています。

課題1の地図右側にあります、20年後の居留意向、アンケート調査結果でございますが、着色部分を御覧いただくと21.8%の方が町外へ転出する意向があると回答されており、そのうち10代20代が51.1%となっており、続いて50代でも33.4%が転出する意向があると回答されています。

左に戻りまして、3点目として、中長期的に今後も人口減少が進行することが見込まれており、労働人口の減少や消費の縮小といった、地域経済活動への影響だけでなく、暮らしを支える商業・医療等の生活に必要な施設の維持が難しくなるなど、生活や地域の機能に様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

この現状の分析を踏まえ、ページ右上の黄色で着色しております重点課題として、1

点目、若者や子育て世帯の移住・定住を促進するため、熊野町の都市としての魅力を高める「拠点」の形成や自然の中で、のびのびと子育てできる良好な生活環境の充実が必要であると考えております。

2点目に、高齢者になっても、住み慣れた地域で継続して生活ができる環境を構築していくことが必要であり、そのため、居住地の分布や施設等へのアクセス性を踏まえた生活サービス機能の持続的な確保とコミュニティの維持・活性化が必要であると考えております。

当計画では、民間事業者が本町に魅力を感じ、民間施設が適切に誘導できるよう、都市機能誘導区域の設定や施策の検討を進めるとともに、その周辺に魅力ある居住環境を形成できる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

続いて、課題2「自家用車が利用できない方も暮らしやすいまちの実現」でございます。

現状の分析として1点目、町内では路線バスやおでかけ号が運行されておりますが、アンケート調査では51.3%が「公共交通が不便」との回答があり、特に町外への移動に不便を感じている方が多い状況となっております。

2点目、医療機関や商業施設等は、町の西部地域から中央地域に分布するため、東部地域では、施設等への公共交通でのアクセスが課題となっております。

この現状の分析を踏まえ、下に記載しております重点課題といたしまして、都市間及び町内を結ぶ路線バス等のネットワークの維持・充実や、自家用車を利用しなくても、生活に必要なサービス等が享受できる快適な生活環境の確保が必要であると考えております。

現在、熊野町地域公共交通活性化協議会でも議論されております熊野町地域公共交通計画とあわせ、当計画では公共交通拠点のあり方や整備方針について、検討を進めてまいります。

続きまして、課題3「自然災害に対する暮らしの安全・安心の向上」でございます。

現状の分析といたしまして、1点目、平成30年7月豪雨災害では、土砂災害で大きな被害が発生し、居住地の災害に対する脆弱性があらわになりました。

2点目、現在も、土砂災害警戒区域内に町民の3割が居住しており、安全・安心な居住環境の確保が課題となっております。

この現状の分析を踏まえ、下に記載しております重点課題として、防災・減災対策と

まちづくりの連携により、自然災害に対する市街地の脆弱性の低減とともに、災害リスクが高い地域の新規居住の抑制など、安全・安心な生活環境の確保が必要であると考えており、当計画では防災まちづくりを加速化させることを目的に防災指針を作成し、居住誘導区域の設定や誘導施策の検討を進めてまいります。

最後に、課題4「『筆の都』の活力・魅力の向上」でございます。

現状の分析として、今後、多くの公共施設や道路、橋などのインフラ施設の更新に多額の費用が必要になる一方で、人口減少に伴う税収の減少等も懸念されることから、まちづくりやインフラ整備に充てられる財源は縮小する傾向にあり、更新費用の捻出ができない場合は、老朽化する施設の適切な更新が困難になる可能性があります。

この現状の分析を踏まえ、下に記載しております重点課題として、限られた財源の中で、効率的にまちづくりを進めるとともに、伝統産業と連携した中心市街地の再生・活性化等、本町の特性を生かして、まちの「稼ぐ力」の向上により、税収の安定的な確保を図るなど、都市経営を持続可能とする取組みが必要と考えており、当計画では筆の里工房周辺整備事業や公共交通ネットワークの強化とあわせ、旧商店街のリノベーション等の民間の活力を育む施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、当計画の策定において、町民、策定委員会、都市計画審議会から様々な御意見や提案をいただいております。この御意見や御提案、策定委員会での資料についても、町ホームページで公表し、引き続き、町民の方々から御意見や御提案を受け入れられる仕組みを構築してまいります。

来年度も引き続き、町議会で居住誘導区域や都市機能誘導区域の設定、誘導施設等の考え方について、協議・報告をさせていただきたいと考えております。

説明は、以上となります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 読み込みはしたんですが、詳しくはまだ見ておりませんので、予特でチャンスがあればまたいたしますが、このアンケート調査のときに、県道のバイパスが、延伸がどこまで可能だという情報を出されたか。というのは、もう既に去年の暮れぐら

いから、地主の方には事業計画がどんどん発動されておられます。もう用買に入っていくわけですね。この県道のバイパスがもう、いつまでに完成するかというのはあれでございますが、地元の協力もいただかなくちゃいけないわけですが、これによって全然都市の形成の仕方が変わってくる。アンケートの内容も変わってくるように感じるんですが、このときのアンケートのときには、バイパスはどの程度延伸するという条件で出されてらっしゃいますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗像都市整備課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（宗像） 県道の延伸ということでございますけれども、アンケート調査の中では、特段どこまで延伸されるというものはうたっておりません。

都市計画決定されておるものにつきましては、既に萩原まで公表されておりますので、そちらのほうで分かるというふうに思っております。以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 2,500人に送られて、半数弱が回答される中で、そういう実態をどこまで認識されてらっしゃるか、アンケートを答えた方がね。全然この内容が変わってくるようにも思いますし、生きとります、情報というのはね。そのあたり、県から優秀な方が来ていただいておりますので、用買も入っていく、どんどん進めるよという情報も適切に出してですね、住民のそういう方向性、意欲、まちを活性化していこうという流れをぜひ行政も出されて、民間の力を借りないと、これ、前に進みませんよね。このあたりの構想も優秀な委員が、メンバーおられるようでございますので、ただ、民間が弱いのがちょっと不安な要素がございます。民間を余りよりすぐると、また談合問題があってもいけませんので、これ痛しかゆしでございますが、ぜひこれは民間の視点も入れる、デベロッパーの視点が必要かと思っております。また、予特で質問いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） 2ページ目の課題3のところなんですが、土砂災害警戒区域内に町民の

約3割が移住しているということで、これ、かなりの世帯数になると思います。団地等、危ない箇所、たくさんあります。そこで、地域コミュニティをつくれとるところが、もう今一番の問題となっておりますが、その移住場所というのは、そういう多世帯、何名かの移住場所ですね。その何世帯か確保できるような場所というのものもあるのでしょうか。それとも、また新たに整備することを考えてられるのでしょうか。お聞かせください。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 宗像都市整備課長。

~~~~~○~~~~~  
○都市整備課長（宗像） 移住の先ということでございますけれども、御存じのように、熊野町、そんな大きな広い移転先というものは考えられる状況にない町でございます。

一応、そういうもので移転先というのは考えておりませんが、施策として、その移転に対して何らかの補助とかができるようなものを今後考えていきたいというふうには考えております。

コミュニティにつきましては、現在あるものについて、それをすぐに出ていきなさいというようなことではないので、現状のまま維持はできて、長い目で見ていくと、別のところに居住していただくようなことになっていくのだというふうに考えております。以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、「立地適正化計画の策定状況」については、ただいまの説明により承知しました。

本件については、議員から出ました意見に配慮しながら、本町の未来につながる、持続可能なまちづくりにつながる計画となるよう要望し、まとめたいと思います。

以上で、執行部からの報告及び協議を終わります。

執行部の皆さん、ありがとうございました。

暫時休憩します。

（休憩 10時38分）

（再開 10時50分）

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、休憩前に引き続き全員協議会を続けます。

続いて、その他ですが、まず、私のほうから、「個人情報保護制度の見直し」といたしまして、先ほど執行部の説明もありましたが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の個人情報の保護に関する法律の規定が地方公共団体の執行機関には、直接適用されることとなりますが、議会は、同法の適用対象外とされ、国会や裁判所と同様に、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自立的な対応に委ねることされました。

このため、熊野町議会における個人情報の取扱いに関する規律を定めるため、個人情報の保護に関する法律や熊野町個人情報の保護に関する法律施行条例の規定の内容を踏まえて案を作成させましたので、これより、皆さんに協議したいと思います。

内容について、事務局長から説明させます。

では、榎並事務局長。

~~~~~〇~~~~~

○事務局長（榎並） お手元のほうに、まず、個人情報保護に関する法律、これはまた4月1日施行になっておりますので、まだですけども、この資料がございます。この中に、法律に関しまして、4ページのところの2条第11項のところに、この法律において行政機関等とは次に掲げる機関とするの中の2に、地方公共団体の機関、議会を除くというのが、一応黄色いマーカーを入れさせていただいております。このことによりまして、独自に自分のところで条例を作成しなくちゃいけないというのが今回の内容になっております。

この条例案につきましては、県の町議会、この近隣では4町もですけども、全部同じ内容でございまして、この内容に沿った形で今後個人情報を保護するというような内容になっております。

簡単でございますが、以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 事務局からの説明がありました。

要は、今までは全部、議会も国の法律でカバーできていたのが、今回の法律改正で自治体が全部一緒になったということで、議会が外れたという。それで、議会もやりましょうという、そういう手順でございます。

ただいまの案を次の定例会へ議員発議で提出するということにしたらいと思います
が、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○議長(大瀬戸) それでは、次の定例会でこれを議員発議で提出することとします。

発議者を議会運営委員会、時光委員長にお願いしようと思いたしますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○議長(大瀬戸) それでは、そのようにします。

発議の案を準備させております。後ほど、事務局が伺いますので署名してください。

ほかに何かありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 前回ありました荒瀧議員に関して、議論しましょうという話は、本来
今日する予定でしたが。ちょっと待ってくださいね。

全員協議会はただいまをもちまして終了いたします。

(閉会 10時53分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長